

第 10 章 環境保全のための措置

第10章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、種々の環境保全のための措置を講じるとともに、緑の回復育成を図る計画である。環境保全のための措置の内容を表10-1(1)～(5)に示す。

表10-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、ごみ排出量の減量化を図る。 ・廃棄物の焼却により発生する余熱を利用し、高効率発電を行い、施設内での利用や余剰電力の売電を行う。 ・隣接するヨネッティー堤根に蒸気を供給し、余熱の一部を場内の給湯等に利用する。 ・計画施設は、建物の断熱によりエネルギー使用量を削減する。 ・プラットホーム、ごみピット、炉室等は自然光を採光できる構造とする。 ・計画施設の照明、プラント設備や空調設備等は省エネルギー型のものを積極的に採用する。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入する。 ・廃棄物処理施設における脱炭素化に向けた取組として、新たに整備する堤根処理センターではCO₂分離回収設備を導入する。
		建設機械の稼働(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を行う。 ・建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等により施工する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排出ガス性能の低下を防止する。
大気	大気質	工事用車両の走行(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。 ・工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排出ガス除去性能の低下を防止する。

表10-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
大気	大気質	排ガスの排出 (供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バグフィルタ、触媒脱硝装置等の処理効率の高い最新の排出ガス処理設備の導入を図り、関係法令に適合することはもとより、運転管理を徹底し、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制する。 ・ 排出ガスの計画諸元は、法規制値はもとより、既存の堤根処理センターよりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定する。 ・ 煙突から排出する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀については、供用後、連続測定または定期的な監視を行い、公害防止自主基準値を順守していることを確認する。 ・ 煙突の高さは、一般に、建物によるダウンウォッシュが発生しないとされる建物高さの2.5倍以上の地上100mとする。
	悪臭	排ガスの排出 (供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込み、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・ 燃焼温度、ガス滞留時間等について基準を定めて燃焼管理を行い、安定的な燃焼を確保する。
		廃棄物の貯留 (供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみピット及びプラットホームには脱臭装置を設置し、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。 ・ プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・ 脱硝にあたってアンモニアを吹き込む場合は、適切な運転管理を実施することにより未反応分のアンモニアの発生を抑制する。
地盤	変状	工事の影響 (工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近接工事に先立って既設構造物の適切な許容変位量（設計値）を設定し、設計値の40%程度以下の変位量を管理値として、管理値以下となるように施工方法を検討する。 ・ 工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて追加の対策を行う。
土壌汚染	土壌汚染	工事の影響 (工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界付近に仮囲いや防じんネット等を設置し、必要に応じて、散水やシート掛け等を行う。 ・ 汚染土が確認された範囲での、既存施設の地下構造物の解体にあたっては、搬出するコンクリートがら等を搬出前に洗浄する。 ・ 汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。 ・ 事後調査項目として、土壌汚染を選定し、今後実施する土壌調査の結果を明らかにするとともに、汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等に基づき適切な措置を講じるとともに、その結果を報告する。
騒音・振動・低周波音	騒音	建設機械の稼働 (工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械は、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する。 ・ 建物の解体にあたっては、施設ごとに防音パネルを設置する。 ・ 建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・ 建設機械による負荷を極力少なくするため、施工方法や手順等を検討する。 ・ 建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・ 建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音の発生を防止する。

表10-1(3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
騒音・振動・低周波音	騒音	工事用車両の走行(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音を防止する。
		施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器類は可能な限り低騒音型の機器を採用し、主な発生源となる機器は建屋内へ設置する。 ・蒸気タービン(本体、発電機)や排ガス循環送風機、押込送風機、二次送風機などの機器については、内側に吸音処理を施した部屋に収納するなどの対策を講じる。 ・施設の出入口にはシャッターを設けて、夜間や休日などについてはシャッターを閉める。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音の発生を防止する。
	振動	建設機械の稼働(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械による負荷を極力少なくするため、施工方法や手順等を検討する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動の発生を防止する。
		工事用車両の走行(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動を防止する。
		施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引送風機等の大型の送風機やタービン発電機等は、基礎構造を強固にする、防振ゴムを設置するなどの対策を行う。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動の発生を防止する。
		施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の発生源となる送風機、発電機及びタービン等については、建屋内への収納など、既存施設と同様の対策を行う。 ・低周波音の発生源強度を極力低減するよう、騒音・振動対策型の設備機器の採用に努める。 ・施設出入口にはシャッターを設け、夜間及び休日についてはシャッターを閉める。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による低周波音の発生を防止する。
	低周波音	施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の発生源となる送風機、発電機及びタービン等については、建屋内への収納など、既存施設と同様の対策を行う。 ・低周波音の発生源強度を極力低減するよう、騒音・振動対策型の設備機器の採用に努める。 ・施設出入口にはシャッターを設け、夜間及び休日についてはシャッターを閉める。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による低周波音の発生を防止する。

表10-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
廃棄物等	一般廃棄物	施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰及び焼却飛灰の減量に配慮する。 プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、ごみ排出量の減量化を図る。 焼却灰については、最終処分基準を設定し、焼却飛灰は、薬剤固化等により重金属類の溶出防止処理を行ったのち搬出を行う。
	産業廃棄物	工事の影響(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> 工所用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用することにより、廃棄物の発生量を低減する。 発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理に適した業者に委託することにより極力資源化を行う。 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。
	建設発生土	工事の影響(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する。 建設発生土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用する。 工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。
緑	緑の質	緑の回復育成(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地盤を植栽基盤として使用する場合には、粗耕運や施肥等の土壌改良を行う。 樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。 良質な客土により必要土壌量を上回る量の土壌を確保し、植栽基盤を整備する。
	緑の量	緑の回復育成(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定することを基本とし、周辺住宅地等との緩衝帯を創出する。 堤根敷地及び柳町敷地で使用する植栽樹種を統一する等緑化地間の連続性や景観上の効果に配慮する。 樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
景観	景観	建築物等の存在(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の詳細な計画にあたっては、建物高さをできるだけ低く抑えるように配慮する。 煙突は、現在の赤と白の塗色ではなく、より景観に配慮した色彩とし、建屋の色彩はアースカラーを使用する等周辺景観と調和したデザインとする。 フェンスの外側に公開空地を整備し、新たな緑化空間を創出する。 川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づき、色彩等の配慮を行う。 大きな壁面を分節化することにより圧迫感を軽減させる。 周辺道路からの視線仰角度内に植栽し、視覚的な高さの緩和を図る。 外構フェンス、門扉、植栽計画等、統一性のあるデザインとする。 外壁および屋上に設備機器を設ける場合、直接外部から見えない構造とする。

表10-1(5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
構造物の影響	日照阻害	建築物等の存在(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮する。
	テレビ受信障害	建築物等の存在(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施する。 ・ 工事中におけるクレーンの未使用時は、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講じる。 ・ 電波障害の予測地域以外についても、計画施設に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じる。
地域交通	交通安全、交通混雑	工事用車両の走行(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める。 ・ 工事用車両の運転者に対して、交通事故の多く発生している箇所や歩行者等の横断に配慮するよう指導等を行うといった交通安全教育を行う。 ・ 登校時間帯には、工事用車両の走行台数が少なくなるよう配慮するなど、児童の安全確保に努める。 ・ 工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定する。 ・ 通勤等に係る車両については、工事業者に相乗りを促進し、周辺への交通負荷を軽減する。
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底する。 ・ 緊急時の対応など、ISO14001に適合した環境マネジメントシステムを構築し、運用する。

第 11 章 環境配慮項目に関する措置

第11章 環境配慮項目に関する措置

第8章で選定した環境配慮項目に関する措置は、表11-1(1)、(2)に示すとおりである。

表11-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物等の耐震性を確保するとともに、災害時でも自立して稼働できるように非常用発電機の設置や必要な薬品等の備蓄を行う。 ○ 地震感知器を設置し、一定以上の揺れを感じた時は、ごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築する。 ○ 計画地内には、非常時の電源を確保し、災害時でも使用できるトイレや照明等を設置する。また、防災備品を配備する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組みを進めるため水場や生き物と呼ぶ木々を選定・配置し、生物の生息・生育環境となる新たな緑を計画地内に整備する。 ○ 既存緑地や周辺で良好に生育している在来種を中心した植栽樹種を採用するとともに、剪定、除草・草刈等の維持管理は、生物の良好な生息・生育環境の創出にも配慮し実施する。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川崎市グリーン購入方針に基づく資材の調達を行うとともに、建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。 ○ 工事用車両のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。 	—

表11-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設のプラント設備や空調設備等は省エネルギー型の採用に努めるとともに、ごみ焼却の余熱による高効率発電や蒸気利用を行うなど、エネルギーの効率的利用により排熱の排出低減に努める。 ○ 計画地内の緑化地は現状以上の緑化率を確保することにより人工被覆の改善をすることで暑熱対策を行うとともに、雨水貯留槽の設置により治水・水害対策を行う。 ○ 主要な電気設備は、浸水対策として必要な高さを確保して整備する。
酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な施工計画により、建設機械及び工事用車両の効率的な稼働を促進する。 ○ 工事用車両のアイドリングストップを指導する。 ○ 建設機械の稼働、工事用車両の走行に関して、排出ガス対策型建設機械や最新排出ガス規制適合車両の採用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の排出ガス処理設備の設置などの対策により、環境関係法令よりも、さらに厳しい自主基準を遵守し、酸性雨原因物質の排出削減に努める。 ○ 収集車等の関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するように努める。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設資材について、極力再生品を採用し、コンクリート型枠等は再利用に努めるなど資源の有効利用の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水を貯留し緑地への散水に用いるなど資源の有効活用を図る。 ○ 節水型機器の採用などにより水資源の有効活用を図る。 ○ 川崎市グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の購入を行う。

第 12 章 環境影響の総合的な評価

第12章 環境影響の総合的な評価

本事業は、安定的かつ効率的な3処理センター体制の構築に向け、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備することを目的とする。

計画地は、川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、現在は、堤根処理センターとして使用している。計画地南東側は東海道本線及び京浜東北線、南西側は南武支線、北西側は横浜市の境界線と接している。

計画地周辺は住宅地や鉄道等となっており、計画地周辺の主要な道路網は、南東側約500mに一般国道15号（第一京浜）、北西側約500mに一般国道1号（第二京浜）、北東側約500mに県道川崎町田線（一般県道140号線）が通っている。最寄駅は、計画地南東側約300mに位置する京急本線及び南武支線の八丁畷駅、北東約1.0kmに位置する東海道本線の川崎駅である。

第8章「環境影響評価項目の選定等」に基づき選定した環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目について、環境影響評価を行った結果を表12-1(1)～(8)に示す。

環境に対して負荷を生じる可能性のある温室効果ガス、大気質、悪臭、地盤（変状）、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照阻害、テレビ受信障害、地域交通（交通安全、交通混雑）、安全の項目に対しては、公害防止等に関する法令の基準を順守することはもとより、環境負荷低減のための措置を講じる計画であり、これにより影響が低減され、環境保全目標を満足するものと考えられる。また、緑については、在来種を中心として、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物を呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、既存緑地や周辺で良好に生育している樹木を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑を創出することとしており、これにより適切な緑の回復育成がなされる。

さらに、予測評価項目以外にも、地震時等の災害、生物多様性、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、酸性雨、資源に関して、事業内容と立地環境特性を勘案して各種の措置を講じる計画である。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した廃棄物処理施設の建替事業であると評価する。

表12-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地球環境	温室効果ガス	<p>< 供用時 ></p> <p>本事業の実施にあたっては、廃棄物の焼却により発生する廃熱を利用して、高効率発電を行い、施設内での利用、余剰電力の売電及び蒸気利用を行う計画であり、ごみ焼却処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は53,656.7t-CO₂/年、発電及び蒸気利用によって、温室効果ガスの削減(29,471.3t-CO₂/年)に貢献し、購入電力消費の抑制、売電及び蒸気利用による温室効果ガスの削減貢献は排出量の54.9%に相当するものと予測する。</p> <p>さらに本事業では、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や廃棄物処理施設における脱炭素化に向けた取組として、新たに整備する堤根処理センターではCO₂分離回収設備を導入するなどの環境保全のための措置を講じることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。</p>
大気	大気質	<p>< 工事中 ></p> <p>建設機械の稼働に係る長期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、二酸化窒素が0.040ppm(日平均値の年間98%値)、浮遊粒子状物質が0.045mg/m³(日平均値の2%除外値)となり、環境保全目標(二酸化窒素:0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足するものと予測する。</p> <p>建設機械の稼働に係る短期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度(1時間値)で二酸化窒素が0.168ppm、浮遊粒子状物質が0.063mg/m³となり、環境保全目標(二酸化窒素:0.1ppm~0.2ppm以下、浮遊粒子状物質:0.20mg/m³以下)を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用することや建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとはないと評価する。</p> <p>工事用車両の走行に係る大気質への影響は、本事業による付加濃度に、バックグラウンド濃度等を加えた将来濃度の最大は、二酸化窒素が0.034ppm(日平均値の年間98%値)、浮遊粒子状物質が0.043mg/m³(日平均値の2%除外値)となり、いずれも環境保全目標(二酸化窒素:0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとはないと評価する。</p>

表12-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
大気	<p>大気質</p> <p>< 供用時 > 排ガスの排出に係る長期将来濃度は、本事業による最大付加濃度に、バックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、二酸化硫黄が0.003ppm(日平均値の2%除外値)、二酸化窒素が0.038ppm(日平均値の年間98%値)、浮遊粒子状物質が0.041mg/m³(日平均値の2%除外値)、ダイオキシン類が0.015026pg-TEQ/m³(年平均値)、水銀が0.002398μg-Hg/m³(年平均値)となり、いずれも環境保全目標(二酸化硫黄:0.04ppm以下、二酸化窒素:0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下、ダイオキシン類:0.6pg-TEQ/m³以下、水銀:0.04μg-Hg/m³以下)を満足するものと予測する。</p> <p>排ガスの排出に係る短期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化硫黄が0.0035ppm(接地逆転層崩壊時)、二酸化窒素が0.0295ppm(接地逆転層崩壊時)、浮遊粒子状物質が0.0175mg/m³(接地逆転層崩壊時)、塩化水素が0.0034ppm(接地逆転層崩壊時)となり、環境保全目標(二酸化硫黄:0.1ppm以下、二酸化窒素:0.1ppm~0.2ppm以下、浮遊粒子状物質:0.2mg/m³以下、塩化水素:0.02ppm以下)を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、バグフィルタ、触媒脱硝装置等の処理効率の高い最新の排出ガス処理設備の導入を図り、関係法令に適合することはもとより、運転管理を徹底し、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p>
大気	<p>悪臭</p> <p>< 供用時 > 排ガスの排出に伴う悪臭は、いずれの気象条件においても、臭気指数は10未満、アンモニアは0.1ppm未満となり、環境保全目標を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込み、燃焼による臭気成分の分解を行うなどの環境保全のための措置を行うことから、排ガスの排出に伴う悪臭は、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度となるものと評価する。</p> <p>計画施設では、既存の堤根処理センターと同様の対策を講じるなどの悪臭防止対策を講じる計画である。また、既存の堤根処理センターにおける現地調査では、特定悪臭物質の濃度が悪臭防止法に基づく敷地境界の規制基準を満足しており、臭気指数についても10未満となっていた。これらのことから、計画施設における廃棄物の貯留に伴う悪臭は、特定悪臭物質の濃度は悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気指数は10未満となり、環境保全目標(特定悪臭物質:敷地境界で規制基準以下、臭気指数:敷地境界で15以下)を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、ごみピット及びプラットホームには脱臭装置を設置し、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧するなどの環境保全のための措置を講じることから、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度になるものと評価する。</p>

表12-1(3) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地盤	変状	<p><工事中></p> <p>本事業では、敷地周辺の住宅等に配慮し、掘削工事に先立ち仮設土留矢板等を施工する。その後、掘削を行い、アースアンカー等により山留めをした後、杭基礎等を含めた建築物を構築する。また、掘削深度が深いごみピット部分については、剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させる。さらに掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁側面への土圧に対する補強を適切に行い、山留め壁の変形を抑制する。</p> <p>これらの山留め工法は、建設工事や土木工事において一般的に採用されている工法であり、実施にあたっては、必要な地質調査を行い適切に施工することから、十分に安定性を確保できるため、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に影響を及ぼすことは少ないと予測する。</p> <p>さらに、工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
土壌汚染	土壌汚染	<p><工事中></p> <p>本事業では、既存の堤根処理センターの解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌調査を行う。その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、運搬にあたっては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）」（令和3年5月 環境省）を遵守する。これらから、適切な汚染土の処理・処分を行うものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>
騒音・振動・低周波音	騒音	<p><工事中></p> <p>建設機械の稼働に係る騒音レベルの最大値は、堤根敷地北側の敷地境界で71デシベルとなり、環境保全目標（85デシベル以下）を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、建設機械は可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p> <p>工事用車両の走行に係る騒音レベルは、62.2～72.7デシベルとなり、地点3及び地点4については環境保全目標（環境基準）を満足するものと予測する。なお、地点1及び地点2については将来騒音レベルが環境保全目標（環境基準）を超過するものの、現況騒音レベルが環境基準を超過または同程度となっており、工事用車両の走行に係る騒音レベルの増加量は、0.1～1.6デシベルと予測する。</p> <p>これに対し、本事業では、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>

表12-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
騒音・振動・低周波音	騒音	<p>< 供用時 ></p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、堤根敷地南西側の敷地境界で49デシベルとなり、すべての時間区分で環境保全目標（昼間：65デシベル以下、朝・夕：60デシベル以下、夜間：50デシベル以下）を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音の発生を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>
	振動	<p>< 工事中 ></p> <p>建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、堤根敷地西側の敷地境界で57デシベルとなり、環境保全目標（75デシベル以下）を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p> <p>工事用車両の走行に係る振動レベルは、43.3～51.6デシベルとなり、いずれの地点も環境保全目標（70デシベル以下）を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p> <p>< 供用時 ></p> <p>施設の稼働に伴う振動レベルの最大値は、堤根敷地南東側の敷地境界で55デシベルとなり、いずれの時間区分とも環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間60デシベル以下）を満足するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動の発生を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>
	低周波音	<p>< 供用時 ></p> <p>施設の稼働に伴う低周波音は、既存施設との比較よる予測結果より、計画施設において環境保全目標（心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値）を満足するものと予測する。</p> <p>さらに本事業では、低周波音の発生源強度を極力低減するよう、騒音・振動対策型の設備機器の採用に努め、低周波音の発生源となる機器は、建屋内へ収納を行うなど既存施設と同様に環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>

表12-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	一般廃棄物	<p>< 供用時 ></p> <p>施設の稼働に伴う一般廃棄物としては焼却に伴う焼却灰があり、最大処理能力500 t /日の場合において、焼却灰と焼却飛灰を合わせて15,500 t /年が発生すると予測する。これらについては、浮島埋立事業所にて埋立処分を行う。なお、焼却飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行う。その他、排水処理設備から発生する汚泥については、自己処理（焼却）する計画である。</p> <p>さらに、本事業では、川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰の減量に配慮するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>
	産業廃棄物	<p>< 工事中 ></p> <p>建設工事に係る産業廃棄物の発生量の予測結果は、既存施設の解体撤去工事に伴い28,620 t、計画施設の建設工事に伴い1,252 t、合計29,872 tの廃棄物が発生するものと予測する。このうち、29,239 tは資源化を行う計画であり、資源化率は97.9%と予測する。また、ダイオキシン類やアスベストについては、必要な措置を講じたうえで除去作業を実施するとともに、発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」等の関係法令に基づき埋立処分を行うなど、適正に処分する計画である。</p> <p>さらに、工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>
	建設発生土	<p>< 工事中 ></p> <p>建設工事に係る建設発生土の量は、約151,910m³と予測する。</p> <p>建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約151,910m³を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。</p> <p>さらに、建設発生土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>

表12-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
緑	緑の質	<p>< 供用時 ></p> <p>本事業では、在来種を中心として、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物を呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。これに基づき選定した主要な植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、良好な生育を示すものと予測する。</p> <p>また、いずれの地点も植栽用土としての物理的特性は適正であるものの、地点2、地点3及び地点4においてはコンクリート塊状物や鉄筋などの夾雑物が多く混入しており、植物根の伸長阻害がある。さらに、土壌量が少ないため保肥力や保水力に乏しく乾燥被害や養分欠乏等の生育障害が発生する可能性が高い。これらのことから、都市型森林ゾーン及び緩衝帯ゾーンの一部は植栽土壌としては適正ではなく、植栽にあたっては土壌を入れ替える必要があると予測する。なお、植栽必要土壌量は約4,237m³と予測し、植栽土壌はすべて良質な客土及び人工土壌を用いて、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測する。</p> <p>なお、現状の地盤を植栽基盤として使用する場合には、粗耕運や施肥等の土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。</p>
	緑の量	<p>< 供用時 ></p> <p>本事業の緑化計画による緑被率は約25.0%となり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被率(25.0%)を満足するものと予測する。また、緑化計画における植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足するとともに、植栽樹種は在来種を中心として、既存緑地や近隣地で良好に生育している樹種を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑を創出するものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定することを基本とし、周辺住宅地等との緩衝帯を創出するなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。</p>
景観	景観	<p>< 供用時 ></p> <p>本事業は、既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備するものであり、建物や煙突の配置等も現状と概ね同様であることから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないものと予測する。</p> <p>また、代表的な眺望地点からの眺望の変化については、計画地近傍では計画施設の煙突や建屋が視認されるものの、現況でも既存の堤根処理センターの煙突や建物が視認されており、煙突や建物のデザインをより景観に配慮したものとすることで、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、眺望の変化は小さいものと予測する。</p> <p>さらに、施設の詳細な計画にあたっては、川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づく配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。</p>

表12-1(7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
構造物の影響	日照 阻害	<p>< 供用時 ></p> <p>計画施設（煙突を含む）による、冬至日における平均地盤面での日影の状況を予測した結果、日影の影響を受ける既存建物は381棟であり、その内訳は、日影時間が1時間未満が313棟、1時間以上2時間未満が36棟、2時間以上3時間未満が16棟、3時間以上4時間未満が15棟、4時間以上5時間未満が1棟と予測する。特に配慮すべき施設等については、日影時間が1時間未満が北西側に1施設（ぶれすと尻手ほいくえん）、北東側に2施設（ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院）あり、1時間以上となる施設は存在しない。</p> <p>また、計画施設（煙突を含まない）による冬至日における平均地盤面での等時間日影図は、平均地盤面で日影規制の基準に適合するものと予測する。</p> <p>さらに、施設の詳細な計画にあたっては、建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮するなどの環境保全のための措置を講じることにより、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。</p>
	テレビ 受信障 害	<p>< 供用時 ></p> <p>計画施設による地上デジタル波のテレビ受信障害予測範囲は、東京スカイツリー局（広域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約846mで発生するものと予測する。東京スカイツリー局（県域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約1,234mで発生するものと予測する。横浜局からの遮へい障害範囲については、敷地内と予測する。なお、反射障害は発生しないと予測する。遮へい障害地域に含まれる棟数は東京スカイツリー局（広域局）が18棟、東京スカイツリー局（県域局）が65棟、横浜局が0棟であり、合計65棟と予測する。当該範囲内の建物については、既にケーブルテレビや既設建物による共聴施設に加入している。計画施設による衛星放送の受信障害予測範囲は、計画施設の北東方向に障害範囲が発生するものと予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講じることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないものと評価する。</p>

表12-1(8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地域交通	交通安全、交通混雑	<p><工事中></p> <p>工事用車両の走行に係る交通安全への影響に関しては、工事用車両の主要な走行ルートが川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。また、工事用車両の主要な走行ルートについては、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。さらに工事用車両の主要な走行ルートでは、交差点等において自動車による事故が発生している。これらのことから、工事用車両の主要な走行ルートにおいて歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。</p> <p>これに対し、本事業では、工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努めるなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p> <p>工事用車両の走行に係る交通流への影響に関しては、工事中の将来予測交通量による交差点需要率は0.179～0.629であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率を下回るものと予測する。また、工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は0.069～0.914であり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ると予測する。</p> <p>さらに、本事業では、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	<p><供用時></p> <p>計画施設では、危険物等を取り扱うことから、関係法令等に基づき、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としている。また、同様な安全対策を講じている既存の堤根処理センター及び市内の各処理センターでは、緊急事態及び事故に対し適切な対応及び措置を講じており、安全に関する重大な事故等は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されるものと予測する。</p> <p>さらに、本事業では、安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるものと評価する。</p>

第 13 章 事後調査計画

第13章 事後調査計画

1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが環境の状況等について調査を行い、予測・評価結果との検証を行うとともに、事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合、新たな環境保全措置を検討・実施すること等により環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的としている。

2 事後調査の項目

本事業は第1種行為に該当し、川崎市環境影響評価等技術指針により事後調査を行うこととされている。また、事後調査を行う項目は、影響の程度が大きい項目、予測等の不確実性の高い項目を選定することとされている。

「第9章 環境影響評価」の結果を踏まえ、事後調査を行う評価項目は、表13-1に示すとおりとする。

表13-1 事後調査を行う評価項目

評価項目	環境影響要因	対象時期	事後調査を行う理由
大気質	排ガスの排出	供用時	排ガスの排出に伴う大気質の予測結果は環境保全目標を満足しているが、長期平均将来濃度については、予測結果の確認を行うため、事後調査を実施する。
土壌汚染	建設工事等の影響	工事中	土壌汚染の状況の確認を行うとともに、土壌汚染があった場合には、汚染土の処理・処分が適切に行われているかを確認するため、事後調査を実施する。
緑の質	緑の回復育成	供用時	計画地に回復育生する樹木等が良好に生育していること確認するため、事後調査を実施する。
産業廃棄物	建設工事等の影響	工事中	解体撤去工事に伴う産業廃棄物は適切に処理する計画としているが、ダイオキシン類やアスベスト等について処理・処分が適切に行われているかを確認するため、事後調査を実施する。

3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表13-2に示すとおりとする。

表13-2 事後調査の内容

評価項目	環境影響要因	調査項目	調査時期	調査頻度	調査位置	調査方法
大気質	排ガスの排出	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、風向・風速の状況	ごみ焼却処理施設の稼働状況が代表的と考えられる時期	大気汚染物質の濃度が高くなる傾向のある冬季に1回 7日間連続	最大付加濃度出現地点付近の1地点	現地調査と同等の方法
土壌汚染	建設工事等の影響	土壌汚染の有無、汚染土の処理・処分の状況	土壌汚染に係る調査及び対策等を行う時期	1回	計画地内	関係資料の整理
緑の質	緑の回復育成	樹木活力度 樹木等の維持管理状況	供用開始後から概ね3年後	1回	計画地内	現地調査と同等の方法
産業廃棄物	建設工事等の影響	産業廃棄物のうち、ダイオキシン類等及びアスベストの種類、発生量及び処理・処分方法	既存施設の解体撤去工事の期間	1回 (解体工事完了後)	計画地内	関係資料の整理

4 事後調査報告書の提出時期

事後調査の結果を記載した報告書については、調査が終了したのちに速やかに提出する。

第 14 章 関係地域の範囲

第 14 章 関係地域の範囲

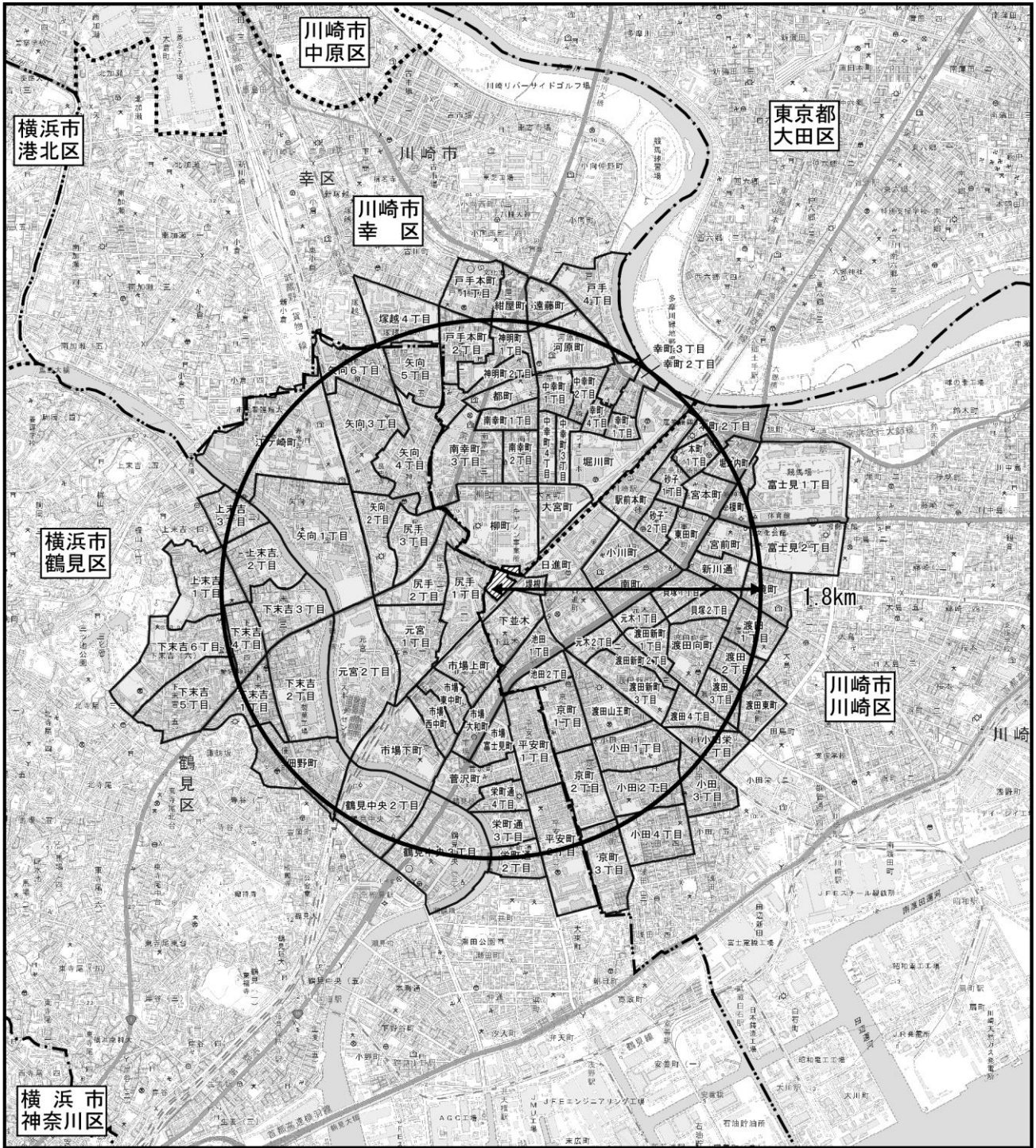
関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質の影響範囲とし、表14-1及び図14-1に示す地域とする。

影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

- ・ 排ガスの排出による大気質の最大付加濃度が出現する距離（半径約900m）の2倍となる約1.8kmの範囲を含む町丁目とした。

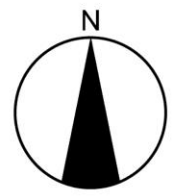
表14-1 関係地域の範囲

市名	区名
川崎市	川崎区 小田栄1丁目、小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、駅前本町、砂子1丁目、砂子2丁目、本町1丁目、本町2丁目、堀之内町、宮本町、東田町、日進町、小川町、南町、堤根、下並木、池田1丁目、池田2丁目、京町1丁目、京町2丁目、京町3丁目、渡田山王町、元木1丁目、元木2丁目、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田東町、宮前町、新川通、境町、貝塚1丁目、貝塚2丁目、榎町、富士見1丁目、富士見2丁目 幸区 戸手本町1丁目、戸手本町2丁目、紺屋町、遠藤町、戸手4丁目、河原町、中幸町1丁目、中幸町2丁目、中幸町3丁目、中幸町4丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、堀川町、柳町、大宮町、南幸町1丁目、南幸町2丁目、南幸町3丁目、神明町1丁目、神明町2丁目、都町、塚越4丁目
横浜市	鶴見区 佃野町、上末吉1丁目、上末吉2丁目、上末吉3丁目、下末吉1丁目、下末吉2丁目、下末吉3丁目、下末吉4丁目、下末吉5丁目、下末吉6丁目、江ヶ崎町、矢向1丁目、矢向2丁目、矢向3丁目、矢向4丁目、矢向5丁目、矢向6丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、市場富士見町、尻手1丁目、尻手2丁目、尻手3丁目、菅沢町、栄町通2丁目、栄町通3丁目、栄町通4丁目、平安町1丁目、平安町2丁目、元宮1丁目、元宮2丁目、鶴見中央2丁目、鶴見中央3丁目



凡例

- 計画地
- 都県境
- 市境
- 区境
- 関係地域



1 : 40,000



この地図は、「電子地形図 25000 (川崎、横浜東部)」(国土地理院)を使用したものである。

図14-1 関係地域範囲図

第 15 章 その他

第 15 章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施にあたって必要な主な許認可等の種類は表 15-1 に示すとおりである。

表 15-1 必要な主な許認可等

許認可等	根拠法令
一般廃棄物処理施設の設置届出	廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項

2 条例準備書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例準備書の作成者

名 称：川崎市
住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地
代表者：川崎市長 福田 紀彦

(2) 業務受託者

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター
住 所：神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 1 番 7 号
代表者：センター長 北見 宗輝
電 話：0 4 5 - 3 4 0 - 3 6 9 1
F A X：0 4 5 - 3 3 1 - 7 9 2 5

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓 口：川崎市 環境局 施設部 施設建設課
住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地
電 話：0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 5 4
F A X：0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 3

4 参考とした資料の目録

- (1) 「川崎市大気データ」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年3月1日)
- (2) 「大気測定地点」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年3月1日)
- (3) 「ガイドマップかわさき」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年4月20日)
- (4) 「基盤地図情報数値標高モデル」
(国土地理院ホームページ 閲覧日：令和5年6月23日)
- (5) 「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」(令和5年3月 川崎市)
- (6) 「2021年度版 環境基本計画年次報告書」(令和4年1月 川崎市)
- (7) 「川崎市公園・緑地等位置図」(令和5年3月 川崎市建設緑政局)
- (8) 「横浜市公園緑地配置図」(平成29年7月 横浜市環境創造局)
- (9) 「令和5年町丁別世帯数・人口(3月末日現在)」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月12日)
- (10) 「横浜市統計ポータルサイト(3月末日現在)」
(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月12日)
- (11) 「川崎市の経済(経済センサス)」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年3月1日)
- (12) 「川崎市都市計画図(幸区・川崎区)」(令和4年3月 川崎市)
- (13) 「鶴見区都市計画図」(平成31年3月 横浜市)
- (14) 「神奈川県土地利用現況図(平成27年度都市計画基礎調査)」
(神奈川県県土整備局都市部都市計画課)
- (15) 「平成17年度一般交通量調査 調査結果」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年5月16日)
- (16) 「平成22年度一般交通量調査 調査結果」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年5月16日)
- (17) 「平成27年度一般交通量調査 調査結果」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年5月16日)
- (18) 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」
(国土交通省ホームページ 閲覧日：令和5年7月13日)
- (19) 「横浜市営バス路線マップ」(令和5年4月 横浜市交通局)
- (20) 「川崎市バスマップ」(令和5年4月 川崎市交通局)

(21) 「路線図・乗り場案内 東版」

(川崎鶴見臨港バス株式会社ホームページ 閲覧日：令和5年4月24日)

(22) 「全エリアの路線図」(東急バス株式会社ホームページ 閲覧日：令和5年4月24日)

(23) 「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(24) 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(25) 「川崎市立学校一覧(基本情報)」

(川崎市総合教育センターホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(26) 「横浜市立学校名簿」(横浜市教育委員会ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(27) 「ここ de サーチ」

(子ども・子育て支援情報公表システムホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(28) 「図書館・市民館など」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(29) 「病院・診療所名簿」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(30) 「高齢者施設のご案内」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(31) 「高齢者福祉保健施設一覧」(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(32) 「健康・スポーツ」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(33) 「川崎区内の公園緑地」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月15日)

(34) 「幸区内の公園緑地」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月15日)

(35) 「公園 横浜市の都市公園データ集」

(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月15日)

(36) 「川崎市地域文化財ガイドブック」

(川崎市教育委員会ホームページ 閲覧日：令和5年6月27日)

(37) 「文化財ハマ Site」(横浜市教育委員会ホームページ 閲覧日：令和5年6月27日)

(38) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月27日)

(39) 「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年7月14日)

(40) 「令和3年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和4年7月 川崎市)

(41) 「令和3年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」

(令和4年7月 横浜市環境創造局)

(42) 「平成30年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和元年7月 川崎市)

(43) 「環境報告書 2021(令和3)年度版」(川崎市環境局 堤根処理センター)

(44) 「令和3年 関東地方一級河川の水質現況」

(令和4年7月 国土交通省関東地方整備局)

(45) 「水文水質データベース」(国土交通省ホームページ 閲覧日：令和5年7月24日)

(46) 「地盤情報 市内の標高」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年7月14日)